

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援・相談窓口

鴻巣市の支援・相談窓口のほか、国や埼玉県、その他の団体の窓口も記載しています。対象となる条件や受付期間・受付時間などの詳細は連絡先・リンク先をご確認ください。

番号	種類	内容	対象	連絡先	リンク先ページURL
1	貸付・融資	緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付（鴻巣市社会福祉協議会） ：新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で生活資金にお困りの方への特例貸付の申請を受け付けます。	個人	鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉課 電話：048-597-2100 FAX：048-597-2102 ※事前に電話にてご相談ください。	http://www.konosu-syakyo.or.jp/pdf/info/202005_1.pdf
2		埼玉県融資制度に関すること（埼玉県） ：新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者向けの融資制度です。	中小企業者	埼玉県産業労働部金融課 電話：048-830-3801 FAX：048-830-4814	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/index.html
3		日本政策金融公庫の融資に関すること（日本政策金融公庫） ：新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業者、農業者向けの融資制度です。	中小企業者 農業者	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 熊谷支店 電話：048-521-2731	https://www.jfc.go.jp/
4		無担保・無利子で経営資金の融資（独立行政法人福祉医療機構） ：新型コロナウイルスの感染によって事業停止などになった福祉・医療関係施設に対し、優遇融資を実施します。	条件に該当する事業所	独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル 電話：0120-343-862 医療貸付専用ご相談フリーダイヤル 電話：0120-343-863 ※携帯電話でつながらない場合 電話：03-3438-0403	https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
5	セーフティネット保証の認定申請	セーフティネット保証4号認定 ：融資等の制度を利用するための認定書を発行します。	条件に該当する中小企業者	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.konosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1583107365214.html
6		セーフティネット保証5号認定 ：融資等の制度を利用するための認定書を発行します。	条件に該当する中小企業者	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.konosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1449744287922.html
7		危機関連保証認定 ：融資等の制度を利用するための認定書を発行します。	条件に該当する中小企業者	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.konosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1584407984515.html
8	特別定額給付金 ：家計への支援として、1人10万円を支給します。	給付対象者：基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に登録されている者 受給権者：世帯主	鴻巣市特別定額給付金給付プロジェクト内コールセンター 電話：048-543-7651 （平日9時～17時）	http://www.city.konosu.saitama.jp/daiji/1588934743145.html	
9	住居確保給付金 ：新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で家賃が払えずお困りの方の申請を受け付けます。	賃貸住宅に住む個人	鴻巣市社会福祉協議会 生活困窮者自立相談支援センター 電話：048-597-2100 FAX：048-597-2102 ※事前に電話にてご相談ください。	http://www.konosu-syakyo.or.jp/pdf/info/20200514_jutaku.pdf	
10	子育て世帯臨時特別給付金の支給 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その児童1人当たり1万円を臨時特別給付金として支給します。 公務員の方のみ申請が必要です。受付期間は令和2年9月15日までです。	令和2年4月分の児童手当（本則給付）を受給している方（同年3月分の対象となっている児童で4月から新高校1年生となっている場合等も対象）。	子育て支援課給付担当 電話：048-541-1335		
11	のすっ子応援商品券の配布 長期にわたる学校休校や外出自粛を乗り越えた18歳以下の「のすっ子」を応援し、地域経済の活性化を目的に1人あたり1万円分の地域商品券を配布します。	令和2年6月1日現在、市内に住所を有する18歳以下の子ども	子ども応援課計画担当 電話：048-577-5190		
12	新生児定額給付金の支給 ：国の特別定額給付金の基準日以降に生まれた新生児に対し10万円を支給します。	令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、令和2年4月27日までに鴻巣市に住民登録された新生児の母又は父。	子育て支援課給付担当 電話：048-541-1335		
13	ひとり親世帯臨時特別給付金の支給 【基本給付】 児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等へ1世帯5万円、第2子以降ひとりにつき3万円を支給します。 【追加給付】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少している方へ1世帯5万円支給します。	【基本給付】 次の①～③いずれかに該当する方①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 【追加給付】 上記基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方	子育て支援課給付担当 電話：048-541-1335		

番号	種類	内容	対象	連絡先	リンク先ページURL
14	助成金・支援金・補助金・給付金	中小企業者等支援給付金：令和2年2月から6月のうち任意の1か月間の売上高等が、前年同月比で5%以上減少した事業者に10万円を支給します。	市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1588815087220.html
15		家賃等支援給付金：令和2年2月から6月のうち任意の1か月間の売上高等が、前年同月比で5%以上減少し家賃等の支払いに影響が生じている事業者に5万円を支給します。	市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1588815993259.html
16		テイクアウト等事業支援補助金：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、テイクアウト及びデリバリー事業に取り組む事業者に最大5万円の補助金を給付します。	テイクアウト及びデリバリーを実施する市内飲食業者	商工観光課 電話：048-544-1232	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kankyo/3/gyomu/6/1588816046285.html
17		持続化給付金（経済産業省）：新型コロナウイルスの感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給します。	法人、個人事業者	持続化給付金事業コールセンター 電話：0120-115-570	
18		埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金（埼玉県）：県内の中小企業・個人事業主で、感染拡大抑制のため5月12日から5月31日までの間、16日以上休業する企業者を支援します。	中小企業者 個人事業主	埼玉県中小企業等支援相談窓口 電話：048-830-8291	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/coronashientsuika.html
19		雇用調整助成金に関すること（埼玉労働局）：臨時休業等により労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。	事業者	鴻巣地域の事業主 ハローワーク大宮 電話：048-667-8609 吹上・川里地域の事業主 ハローワーク行田 電話：048-556-3151	https://jite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/news_topics/topics/2019/202004-03.html
20		小学校休業等対応助成金・支援金（厚生労働省）：小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために休職・休業する保護者の所得減少に対応するため、保護者を雇用する企業や個人で仕事をする保護者を支援する制度です。	・企業 ・委託を受けて個人で仕事をする方	厚生労働省学校等休業助成金・支援金等 相談コールセンター 電話：0120-60-3999	
21		国民年金の手続き（年金受給者向け）：届け出の提出期限の延長などの対応策があります。	国民年金受給者	国保年金課 後期高齢者医療・年金担当 電話：048-541-1321	
22		国民健康保険税の傷病手当金の支給：新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたことで仕事を休むことを余儀なくされ、勤務先から給与等の全部又は一部の支払いを受けることが出来なくなったとき、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。	国民健康保険被保険者	国保年金課 電話：048-541-1321	
23		後期高齢者医療保険の傷病手当金の支給：新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたことで仕事を休むことを余儀なくされ、勤務先から給与等の全部又は一部の支払いを受けることが出来なくなったとき、傷病手当金の支給を受けられる場合があります。	後期高齢者医療保険被保険者	国保年金課 電話：048-541-1321	
24		祝敬老 寿商品券：敬老会該当者の高齢者に対し、3,500円の商品券を高齢者の生活支援と地元事業者の活性化を目的として配布します。	令和2年度75歳以上となる敬老会該当者（昭和21年4月1日までに生まれた方）	福祉課 高齢者福祉担当 電話：048-501-3100	
25		国税の納税猶予（関東信越国税局）	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	国税局猶予相談センター（関東信越国税局） 電話：048-615-3007	https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm
26		県税の猶予制度（上尾県税事務所）	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	上尾県税事務所 電話：048-772-7111	https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0204/index.html
27		市税の猶予制度	納税義務者 ・法人 ・個人事業主 ・個人	収税対策課 電話：048-541-1321	http://www.city.kounosu.saitama.jp/kurashi/2/6/1589804093696.html
28		介護保険料の徴収猶予・減免：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により介護保険料を納付することが困難になったときは、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。	被保険者	介護保険課 電話：048-541-1321	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kenkoufukushi/kaigo/gyomu/yobouhoken/1449743465879.html
29		国民健康保険税の減免：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により国民健康保険税を納付することが困難になったときは保険料の減免が受けられる場合があります。	国民健康保険税納税義務者	国保年金課 電話：048-541-1321	
30		後期高齢者医療保険料の減免：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により後期高齢者医療保険料を納付することが困難になったときは保険料の減免が受けられる場合があります。	後期高齢者医療保険被保険者	国保年金課 電話：048-541-1321	
31		国民年金保険料の免除：新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等により国民年金保険料を納付することが困難になったときは国民年金保険料の免除が受けられる場合があります。また、猶予を希望する学生の方で令和2年度の学生証が入手できない方は、ご相談ください。	国民年金加入者	国保年金課 電話：048-541-1321 大宮年金事務所 電話：048-652-3399	https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html

番号	種類	内容	対象	連絡先	リンク先ページURL
32		通信料金・電気料金・都市ガスの使用料金の支払い猶予	個人	各社にお問い合わせください	
33	税の申告	令和3年度固定資産税・都市計画税の減免 ：新型コロナウイルスの影響により事業収入が減少している場合、事業用の資産（家屋・償却資産）に係る固定資産税及び都市計画税が減免される場合があります。	中小企業者 小規模事業者	税務課 電話：048-541-1321	市税務課 http://www.city.kounosu.saitama.jp/sos/hiki/zaimu/zeimu/sisanzei/gyomu/kotei/tokurei/1590028954797.html
34		生産性特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の拡充・延長 ：先端設備等導入計画に基づく特例制度を拡充します。（対象資産の拡大及び期間の延長）	中小企業者 小規模事業者	税務課 電話：048-541-1321 商工観光課 電話：048-544-1232	市税務課 http://www.city.kounosu.saitama.jp/sos/hiki/zaimu/zeimu/sisanzei/gyomu/kotei/tokurei/1590029415225.html
35		所得税の確定申告（上尾税務署） ：所得税の確定申告の期限は4月16日（木曜）までとされていましたが、新型コロナウイルスの影響により4月17日（金曜）以降も期限を区切らずに申告を受け付けています。 混雑緩和による感染拡大防止の観点から、事前予約制になる場合がございますので、事前に上尾税務署へお問い合わせください。	個人	上尾税務署 電話：048-770-1800	
36		軽自動車税（種別割）の減免の申請期限延長 ：令和2年度軽自動車税（種別割）減免の申請期限を令和2年7月31日（金）まで延長します。申請方法等については変更ありません。 ※公益及び構造上の減免の申請期限は令和2年5月25日（月）までで終了しました。	令和2年5月に軽自動車税（種別割）納税通知書が届いた、障がい者減免の要件に該当する方（既に納付された方は除きます）	税務課 電話：048-541-1321	市税務課 http://www.city.kounosu.saitama.jp/kurashi/2/6/1/1587981517177.html
37		法人市民税の申告等に係る期限の延長 ：新型コロナウイルス感染症の影響により、法人市民税の申告・納付が期限までに困難な場合は申告期限等の延長を行います。	法人	税務課 電話：048-541-1321	市税務課 http://www.city.kounosu.saitama.jp/kurashi/2/6/8/1587981555725.html
38	廃棄物・ごみ	新型コロナウイルス感染症などが疑われる場合のご家庭でのマスク等の捨て方 ：ごみ袋にしっかりと封をし、燃やせるごみにお出しください。	個人	環境省 埼玉県 環境課 電話：048-541-1893	【環境省】 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf 【埼玉県】 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/kurashi/gomi/corona/kansenshota_isaku.html
39		新型コロナウイルス感染症に関する全般的な相談（埼玉県） 24時間受付	どなたでも	埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 電話：0570-783-770	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/consulting_service.html
40		新型コロナウイルス感染症の予防に関する相談（鴻巣市）	どなたでも	鴻巣保健センター 電話：048-543-1561	
41		新型コロナウイルス感染症に関連する「特別労働相談窓口」（埼玉労働局） ：新型コロナウイルス感染症に関連する労働者や事業主からの休業、雇用調整助成金、解雇・退職、特別休暇制度等の相談に対応します。	労働者、事業主	埼玉労働局相談窓口 電話：048-600-6262	
42		商工業者の経営や融資に関する相談（鴻巣市商工会）	中小企業者	鴻巣市商工会 電話：048-541-1008	http://www.syokokukai.or.jp/kohnosu/
43		新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（埼玉県よろず支援拠点）	事業者	埼玉県よろず支援拠点 電話：0120-973-248	
44		新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に関する相談	個人	消費生活センター 電話：188（局番なし）	http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen225.html
45		新型コロナウイルス感染症対策の給付金等に関連する消費者トラブルの相談	個人	新型コロナウイルス給付金関連消費 者ホットライン 電話：0120-213-188	http://www.kokusen.go.jp/info/data/coronavirus_khotline.html

番号	種類	内容	対象	連絡先	リンク先ページURL
46	相談受付	こころの相談 ：不安や心配な気持ちについて、保健師が電話でお話を伺います。	どなたでも	鴻巣保健センター 電話：048-543-1561 吹上保健センター 電話：048-548-6252	http://www.city.kounosu.saitama.jp/fukushi/kenko2/7/145525761537.html
47		暮らしとこころの総合相談会【埼玉県】 法律・生活・こころの健康など複合的な問題に対応し、弁護士・司法書士・精神保健福祉士などが問題解決のお手伝いをします	どなたでも	暮らしとこころの総合相談会事務局 (問合せ・予約申し込み) 電話048-782-4675	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/suicide/kurasitokokoro.html
48		暮らしとこころの総合相談会【鴻巣市】 法律・生活・こころの健康など複合的な問題に対応し、弁護士・司法書士・精神保健福祉士などが問題解決のお手伝いをします ※年3回：7/31(金) 9/27(日) 3/12(金)	どなたでも	暮らしとこころの総合相談会事務局 (問合せ・予約申し込み) 電話048-782-4675 鴻巣保健センター 電話048-543-1561	https://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kenkoufukushi/2/gyomu/2/7/1506563562124.html
49		SNS心の相談(新型コロナウイルス関連)	どなたでも	厚生労働省ホームページ：国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
50		こころのほっとチャット(新型コロナウイルス関連)	どなたでも	厚生労働省ホームページ：国民の皆さまへ(新型コロナウイルス感染症)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
51		学生等への経済的支援(学びの継続給付金)	大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校・日本語教育機関の学生(留学生を含む)	文部科学省ホームページ(新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧)	
52		農業者・食品事業者等向けの新型コロナウイルス感染症に関する相談(関東農政局)	農業者、食品事業者等	農林水産省 関東農政局企画調整室 電話：048-740-0311 電話：048-740-0016 ※2回線あります	https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html
53		新型コロナウイルスに関連する人権相談	どなたでも	法務省みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) 電話：0570-003-110	http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html
54		24時間受付のDV相談「DV相談+」	どなたでも	内閣府「DV相談+」専用ダイヤル 電話：0120-279-889	https://soudanplus.jp
55		妊産婦、乳幼児の相談 新型コロナウイルス感染症の影響で自粛生活の中、妊娠・出産や子どもの発育・発達、育児等についての電話相談等を受け付けます。	妊産婦、乳幼児の保護者	吹上保健センター 電話：048-548-6252 鴻巣保健センター 電話：048-543-1561	
56	育児不安の相談 新型コロナウイルス感染症の影響で自粛生活の中、育児に不安を抱える家庭からの相談を受け付けます。	子育てにストレスを感じる保護者	子育て支援課支援担当 電話：048-541-1894	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/kodomomirai/kosodate/gyomu/9/1587970265439.html	
57	料金・税金等の納付の相談	水道料金・下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料について ：新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に水道料金・下水道使用料・農業集落排水施設使用料のお支払いが困難なお客様に対し、納付のご相談に応じています。	該当する水道使用者 該当する下水道使用者 該当する農業集落排水施設使用者	水道課 下水道課 電話：048-541-1321	
58		市営住宅家賃のお支払いについて ：新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に市営住宅家賃のお支払いが困難な入居者に対し、納付のご相談に応じています。	市営住宅入居者	建築住宅課 電話：048-541-9014	
59	市役所の窓口に行かずに手続きできるもの	建築物に関する届出書類等は郵送でも受け付けます。(一部郵送で受け付けられないものもあります)	申請者	建築住宅課 電話：048-541-9014	
60		国民健康保険の加入・脱退	国民健康保険被保険者	国保年金課 電話：048-541-1321	
61		証明書コンビニ交付サービス	申請者(マイナンバーカードを持っている方)	市民課 電話：048-541-1282	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/siminseikatsu/2/gyomu/konbini/1498095376926.html
62		郵送による住民票・戸籍証明書等の申請	申請者	市民課 電話：048-541-1282	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/siminseikatsu/2/gyomu/2/1449743632054.html
63		電子申請による特例転出届	申請者(マイナンバーカードを持っている方)	市民課 電話：048-541-1282	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/siminseikatsu/2/gyomu/2/1456102381578.html
64	郵送による転出届	申請者	市民課 電話：048-541-1282	http://www.city.kounosu.saitama.jp/soshiki/siminseikatsu/2/gyomu/2/1456102381578.html	
65	外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン	外国人住民	公益財団法人埼玉県国際交流協会 電話：048-711-3025	https://sia1.jp/foreign/coronahotline /	

番号	種類	内容	対象	連絡先	リンク先ページURL
----	----	----	----	-----	------------